



弁護士アプリの使い方 藤野弁護士と学ぶ法律教室

32

答え・それを含めてご相談ください

1・弁護士の敷居
先日、いつもお願いしている美容師から「弁護士に相談するほどの問題なんてないなあ」と言われました。多数の弁護士は、近年、弁護士の敷居が下がっていると感じて

いるようですが、それは弁護士の勘違いのようです。先美容師にとっ

2・弁護士の営業
近年、弁護士の人数は増えました。若い弁護士

が世に溢れ、弁護士が増えた結果、弁護士業界も競争が激しくなり、法律相談を無料にする弁護士

が増え報酬基準も低額になった。これが多数の弁護士の認識であると思

3・相談するほどか
先美容師も、弁護士に相談するほどのこと

は良くないと考えています。それについては最後に述べるとして、それにしても、おそらく我々弁護士が思っているほど

4・早めの相談
弁護士からすれば、本

に相対するほど、客の中にクレマーと思しき方がいたり、離婚した同業者がいたり、交通事故に遭った友人がいた

5・敷居を下げる
こうしてみると、やはり、弁護士に相談すべき案件なのかどうかは

せん。特に離婚事件では、同居中に相手方の動向を記録しておくことが後々役立つことが多々あります。

※なお、ここでの記述は、あくまでも個人の意見ですので、その点、関与すべき事案であ

ば、相応の報酬基準で受任すべきです。弁護士の仕事は、薄利多売という営業方法をとるには限界があると思います。

弁護士に相談するほどのものか

りしました。

をすれば、証拠収集の機会も増えるかもしれま

◆お知らせ
本コラム読者の方は、初回の法律相談を無料とさせていただきます。

藤野恵介(ふじの・けいすけ) 弁護士(大阪弁護士会所属、38歳、梅田法律・会計事務所川大阪市北区梅田1-2-21000号、電話06-6345-1618、<http://umedalaw.jp>)。主な役職は、大弁遺言相続委員会委員、専門法律相談担当者(一般・遺言相続、家事、債務整理▽交通▽労働)。ピラティス受講。